

女性活躍推進法第20条に基づく職業選択に資する情報の公表

1 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	80.4%
正規雇用労働者	69.0%
非正規雇用労働者	119.3%

※対象期間：令和7事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

賃金：退職手当、通勤手当等を除く

2 管理職に占める女性労働者の割合

32.1%

※令和8年6月1日時点

3 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

係長級にある者に占める女性労働者の割合

70.1%

※令和8年6月1日時点

4 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

男女の平均勤続勤務年数の差異

性別	平均勤続経験年数
男性	8年11か月
女性	10年10か月
全体	10年4か月

※令和8年6月1日時点

公開日：令和8年6月3日
(2026年)